第三十四条の四十一	（略）
（略）	（略）
第三十四条の五十六第二項及び第三項	（略）
第三十四条の五十六第四項	銀行法第五十二条の四十七第一項の規定による閲覧に供する措置
第三十四条の五十六第五項	（略）
第三十四条の五十七第一項	銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示及び閲覧に供する措置
第三十四条の五十七第二項	銀行法第五十二条の四十八の規定による閲覧に供する措置
第三十四条の五十七第三項	銀行法第五十二条の四十八に規定する主務省令で定める場合
（略）	（略）

２　（略）

別紙様式第五号（第11条第３項第36号関係）　（日本産業規格Ａ４）

代理事業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所の所在地

所属農林中央金庫等の名称

代表者氏名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　業務代理組合の役員及び使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における代理事業に従事する役員及び使用人について記載すること。なお、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。

２　（略）

５・６　（略）

第三十四条の四十一	銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による兼業業務の承認の申請等
（略）	（略）
第三十四条の五十六第二項	銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する主務省令で定める場合
（新設）	（新設）
第三十四条の五十六第三項	銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する主務省令で定める場合
第三十四条の五十七	銀行法第五十二条の四十八の規定による掲示
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

２　（略）

別紙様式第五号（第11条第３項第36号関係）　（日本産業規格Ａ４）

代理事業に関する報告書

（　年　月　日から
　年　月　日まで）

年　月　日

主たる事務所の所在地

所属農林中央金庫等の名称

代表者氏名

（記載上の注意）

（略）

１～３　（略）

４　業務代理組合の役員及び使用人の状況

（略）

（記載上の注意）

１　本表は、当期末における代理事業に従事する役員及び使用人について記載すること。

２　（略）

５・６　（略）